

耐震 改修 補助

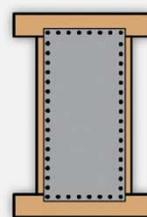


柏崎市からのお知らせ

柏崎市が行っている
耐震改修工事の補助金です



筋交い



構造用合板

補助額

上限額
引き上げ!

最大 **140** 万円

補助率は
改修費用の
1/2

補助対象工事

旧耐震基準の木造住宅の耐震改修工事

・壁や基礎などを補強し改修後の上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事（評点が1.0以上で地震時に「一応倒壊しない」と評価されます）

・対象工事が200万円以上のものに限りです

受付期間

令和7年4月1日（火）～
11月28日（金）

詳しい補助要件はこの裏面または
市ホームページをご参照ください

市ホームページ



申請・問い合わせ先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
市役所4階
柏崎市建築住宅課
住宅対策係

TEL : 0257-21-2291（直通）
FAX : 0257-23-5116（直通）
Mail : kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

補助要件（次の箇条書きにある全ての要件を満たすこと）

- ▶所有者又は2親等以内の親族が居住している住宅であること
- ▶市内にある個人所有の一戸建て住宅であること
（併用住宅は延床面積の半分以上が住宅であること）
- ▶住宅の建築時期が**昭和56（1981）年5月31日以前**であること
- ▶構造は木造で、階数は2階建て以下であること
- ▶工法は特別認定工法以外の住宅であること
- ▶申請者が住宅の所有者で、市税に未納がないこと
- ▶耐震診断の結果、**上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅**であること
上部構造評点とは、建築基準法が求める大地震時耐力を住宅が有しているかどうかの基準です。
この点が1.0未満であると大地震で「倒壊する危険がある」と評価されます。
- ▶市に登録した耐震診断士が補強設計と工事監理を行うこと
登録済みの診断士の名簿は市のホームページか建築住宅課の窓口で閲覧することができます。

注釈：工事完了後、令和8（2026）年2月27日（金）までに実績報告書を御提出ください。